

機能・構造的クレームの権利範囲解釈 ～構造をも特定してる場合、限定解釈されない～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第76回）

臨海市利農機械場
再審申請人（一審被告、二審被上訴人）

陸傑
被申請人（一審原告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

司法解釈〔2009〕第21号第4条には、「請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。」と規定されている。すなわち請求項の記載が機能的である場合、権利範囲は実施例に記載の具体的構成及びその均等物に限定解釈される。

本事件では請求項の記載が機能的でもあり、また構造的でもあり、どのように権利範囲を解釈するかが問題となった。

最高人民法院は司法解釈の適用に誤りがあった高級人民法院判決¹を是正した²。

2. 背 景

(1) 特許の内容

陸傑（以下、原告という）は野菜果物分選装置と称する中国实用新型特許第200920140482.5（482特許）を所有している。482特許は2009年2月3日に出願され、2010年2月10日に登録された。482特許の争点となった請求項1は以下の通りである。

1、野菜果物分選装置において、

ラック（1）及び電動モータ（2）を含み、ラック（1）の一端に電動軸（3）が取り付けら

1 海南省高級人民法院判決（2017）琼民終28号

2 2018年12月31日最高人民法院判決（2017）最高法民申1804号